6/17 玉渡

政府の「異次元の少子化対策」

福井県立大学名誉教授 北 明美 さん

撮影・細川雅史

岸田政権は「異次元の少子化対策」の具体策「こども未来戦略方針」を13日に決定しました。不十分さはありつつも児童手当の所得制限廃止などは半歩前進かと思いきや、北明美・福井県立大学名誉教授は、これまでの子育て支援を大きく変質させる危険な仕掛けが隠されていると警鐘を鳴らします。（聞き手・佐久間亮）

保険料納付が給付の前提に〝支援金制度〟の危険なワナ

きた・あけみ　大月短期大学助教授、福井県立大学教授を経て、同大名誉教授。著書に『シリーズ子どもの貧困5　支える・つながる』（共著）、『労働市場の規制緩和を検証する―欧州8カ国の現状と課題』（共訳）など。

―方針には、子育て支援拡充の財源として社会保険料による「支援金制度」構築と、子育て支援の財源を一元化するための「こども金庫」創設が盛り込まれました。ここに問題の核心があると見ていますね。

「支援金」は、すでに後期高齢者医療制度で使われている言葉です。現役世代の医療保険料のなかに「支援金」という枠をつくり高齢者医療に充てています。それによって高齢者と現役世代の対立の構図をつくりだし、かつそれを強調しているのです。

方針の支援金制度が医療保険に上乗せされるのか、介護保険、年金保険や雇用保険まで含むのかは分かりませんが、やろうとしていることは同じです。子ども施策の充実と社会保険料の負担増をてんびんにかけるよう国民に仕向けることになります。

政府は以前から、社会保障全体を介護保険モデルにつくり変えたいと狙っていました。子育て支援についても1989年ころにはすでに「こども保険化」を検討しています。

介護保険は利用者負担を除いた費用の半分を公費、もう半分を保険料で賄います。公費負担割合が決まっているため、給付の増加が保険料に跳ね返ります。政府は、子育て支援策もこども金庫に財源を一元化したうえで公費負担割合を決め、残りは事業主の「子ども・子育て拠出金」と個人の「支援金」＝保険料で賄うことを考えていると思います。介護保険に株式会社の参入を認めたように、子ども支援の市場化・営利化もさらに進めるでしょう。

業業は消費税増税を否定していますが、経済界は強く求めており、いずれ公費の増大分は消費税でという議論が出てくると思います。

一元化を口実にした給付圧縮の動きも懸念されます。例えば育児休業給付と児童手当と保育の利用料補助と三つも給付があるのは過剰だという議論です。特に現金給付については、育児休業給付がある間は児童手当は不要だとか、保育サービスの利用で就労収入が得られるようになるのだから、児童手当は保育補助と相殺すべきだといった議論が水面下でなされてきました。

―子ども施策の社会保険化はなにをもたらすでしょう。

保険料が負担できなければ給付の権利は取り上げられます。いまでも国民健康保険料の負担が重く、保険料が払えなくて保険証を取り上げられている人がいます。仮に医療保険料に支援金を上乗せして徴収するようになれば、国保料を滞納している人たちは支援金も払えないわけですから、子育て施策から除外されます。

政府の「少子化社会対策会議」は2010年、児童手当や育児休業給付、保育サービスなど、あらゆる子ども施策の財源一元化を提案していました。岸田政権も、育児休業給付や児童手当から始め、将来は保育サービスまで含めた一元化を目指すでしょう。支援金が払えなければ、児童手当も育児休業給付も保育サービスも受けられないということになりかねません。

財務省は盛んに、子育て支援は公費の割合が高すぎるといいます。でも子育て支援は公費が当たり前で、完全な社会保険方式をとっている先進国は一つもありません。

日本のGDP（国内総生産）に占める社会保障支出（社会支出）は他の福祉先進国より低いのですが、社会保険料の負担率はむしろ高く、しかも、その中での個人の負担分は事業主負担分より高くなっています。それなのに子育て支援まで個人の社会保険料に依存しようとするのは、国際的にも異常です。

結局、子育て支援の財源を社会保険料や社会保障削減、消費税増などに限定しようとしているのは、子育て支援拡充が単事費増大の足かせにならないようにするためです。

他方、すでに事業主が負担している「子ども・子育て拠出金」については、企業に社会的責任を果たさせるものだという肯定的評価もありますが、企業の新自由主義的な政策要求を通す圧力装置となっている事実にも目を向けるべきです。

企業はこども金庫への拠出金や保険料の負担をてこに、公的保育のいっそうの規制緩和を求め、児童福祉分野をこれまで以上に利潤の草刈り場にしようとするでしょう。公的保育も児童手当も、実質的に制度が解体される危機感を持っています。

―経団連や財務省は、児童手当の所得制限廃止に反対するとともに、子育て支援は少子化対策の効果を検証し、厳密化すべきだと主張しています。

少しでも基準を超えると手当がなくなる所得制限は、ぎりぎり制限にかからなかった世帯との間で可処分所得の逆転を起こす矛盾が避けられません。

支給対象から外れた世帯は、自分の納めた税が自助努力を怠る人のために使われるという反感や、親の遊興費に消えるといった不信を抱きます。生活保護バッシングと同じです。

そこで、真に必要なところに給付を集中すべきだとされるのですが、所得制限は前年や前々年の所得で審査するので、いま困っていても前年までの所得が限度額以上だと対象外になります。所得制限は効果的でも効率的でもないのです。

子育て支援策を出生率上昇の手段としかみないことも問題です。社会保障のモデルをつくったといわれる英国のベバリッジは、児童手当は子どもを増やすためにあるのではなく、子どもの平等を下支えするための政策だと言っています。出生率増大につながらないならムダ金だというような社会では出生率はかえって上がらないでしょう。反対に一人一人の子どもの幸福自体を目標にする国は、結果的に出生率が上がるかもしれません。

◆「こども金庫」構想のイメージ

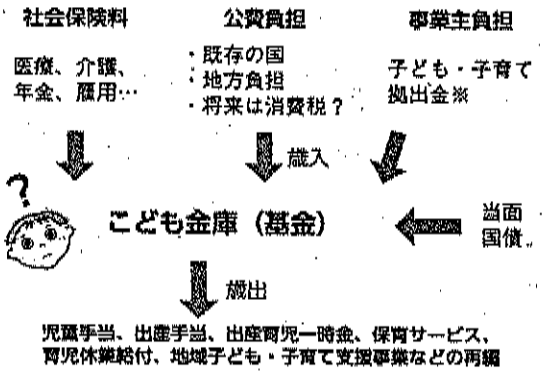

※子ども・子育て支援法で規定されている事業主の拠出金